高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県担い手経営発展促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、認定農業者を中心とした意欲ある多様な担い手の農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な課題に対して、経営改善活動を支援することで、経営感覚を育て更なる経営発展を図るため、一般社団法人高知県農業会議、知事の承認のあった地域担い手育成総合支援協議会等が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、一般社団法人高知県農業会議（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。

（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して５年間保管すること。

（４）補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（５）県税の滞納がないこと。

（６）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、第１号から第５号までの条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条第１項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

２　知事は、前条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第７条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更（各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に別記第２号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（１）補助事業の新設、中止又は廃止

（２）事業実施主体の変更

（３）事業費の30パーセントを超える増又は補助金の増

（４）事業費又は補助金の30パーセントを超える減

（５）委託事業の新設又は委託先の変更

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の遅延等）

第８条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行状況）

第９条　補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第４・四半期を除く）の末日現在において別記第３号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

（補助金の概算払の請求）

第10条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告等）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第５号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第１項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第６号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条　知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定する。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第13条　知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）補助事業者が規則又はこの要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

（２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

（４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）補助事業者、間接補助事業者等が別表第２に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

（グリーン購入）

第14条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成28年３月31日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第２号、第12条第３項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年３月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年３月23日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和４年３月25日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の内容 | 補助対象経費 | | 補助率 |
| 区分 | 内容 |
| １　農業経営・就農支援事業  　担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年３月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、高知県農業経営・就農支援センターを運営に要する経費 | 実施要綱　別表による | 実施要綱　別表による | 定額 |
| ２　経営発展促進事業  　一般社団法人高知県農業会議が行う次に掲げる事業  （１）個別支援  経営改善を志向する経営体の経営課題に対して個別相談を行い、経営診断、課題応じた専門家からの助言などにより、経営体の経営発展を支援する  （２）経営能力向上研修  　事業経営の発展に必要な労務管理、経営分析、危機管理、マネジメント、リーダーシップなどの能力向上を支援する  （３）先進的農業経営等普及啓発  　優良・先進的な農業経営の事例調査や研修会の開催、企業参入支援、経営者交流会などにより、経営体の先進的技術の習得や人脈づくりを支援する  （４）担い手ネットワーク活動支援  ア　県担い手サミットの開催  イ　担い手組織活動  （認定農業者等ブロック別交流会等）  ウ　地域認定農業者組織設立・活動支援  （５）その他  　農業経営の発展促進に必要な体制整備など目的達成のために必要と認められるもの | １　謝金 | 専門家として依頼した者及び講師等として依頼した農業者（以下「外部専門家」という。）に対する謝金及び報償費等 | 定額 |
| ２　旅費 | 職員旅費及び外部専門家等旅費 |
| ３　需用費 | 印刷製本費、消耗品費、燃料費（自動車等の燃料費）及び光熱水料 |
| ４　役務費 | 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）及び送金手数料 |
| ５　委託料 | 事務の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費 |
| ６使用料及び賃借料 | 会場借上げ料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 |
| ７　備品費 | 当該事業実施に直接必要な事業用機械器具等購入費（１件当たり50万円未満のものに限る。） |
| ８　負担金 | 会議参加費等 |
| ９　給料等 | 補助事業に直接従事する職員に対する一般職給、職員手当、共済費、事務補助員に対する賃金等 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の内容 | 補助対象経費 | | 補助率 |
| 区分 | 内容 |
| ３　地域協議会活動推進事業  地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会若しくは認定農業者連絡協議会など、地域において担い手の経営を支援する団体（以下、「地域協議会」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費への助成  （１）認定農業者等支援活動  農業経営体を対象とした講演の実施や研修会等への参加など、経営体を支援する活動  （２）農業経営改善計画及び青年等就農計画の再認定及び新規認定に係る支援活動  （３）地域協議会の総会及び幹事会等の開催 | 助成費 | 地域協議会が実施する事業に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費（１地域協議会当たりの助成費上限額：25万円） | 地域協議会が実施する事業に要する経費の２分の１以内 |

別表第２（第５条、第６条、第13条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。